

議案第 1 号

四国電力伊方原子力発電所の再稼働の賛否を問う八幡浜住民投票条例の
制定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定に基づき、標記
条例の制定の請求があり、これを受理したので、同条第 3 項の規定に基づき、別
紙のとおり意見を附けて議会に付議する。

平成 28 年 1 月 28 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

提案理由

地方自治法に基づく条例制定請求がされたことに伴い、同法に基づき意見を
附けて議会に付議する必要があるため。

八幡浜市条例制定請求書

四国電力伊方原子力発電所の再稼働の賛否を問う八幡浜市住民投票条例制定請求の要旨

1 請求の要旨

[1] 四国電力伊方原子力発電所の再稼働は、八幡浜市民のみならず、立地先の伊方町民や周辺自治体住民など、おびただしい数の人々の暮らしや命を左右します。この「再稼働」を今後どうするのかという重大な問題を、9月2日、大城一郎市長が、議会や市民に十分な説明や意見を求めることもなく、他のどの自治体よりも早く、中村県知事に対し「再稼働容認」との回答を出したのは、当事者である市民を軽視する行為だと考えます。

[2] 私たちは、八幡浜市の主権者として、伊方原発の再稼働を認めるのか否か、その意思を表明する権利と責任を行使するため、住民投票の実施を求め、本条例の制定を請求します。

2 請求代表者

住所	職業	氏名	印	生年月日	性別
八幡浜市穴井4番耕地163番地	会社経営	石崎 久次		昭和 34 年 9 月 16 日	男
八幡浜市広瀬二丁目2番22	会社役員	岩瀬 治樹	(岩瀬)	昭和 27 年 6 月 11 日	男
八幡浜市松柏甲70番地7	団体役員	遠藤 素子	(遠藤)	昭和 15 年 11 月 18 日	女
八幡浜市松柏乙947番地	無職	大山 政司	(大山)	昭和 20 年 6 月 7 日	男
八幡浜市917番地市営神宮通団地7棟-1	無職	三郎宮 富夫	(三郎宮)	昭和 22 年 6 月 27 日	男
八幡浜市向灘1736番地	無職	谷本 広一郎	(谷本)	昭和 6 年 1 月 24 日	男
八幡浜市保内町須川431番地1	団体役員	都築 且	(都築)	昭和 21 年 9 月 9 日	男
八幡浜市向灘229番地30県営住宅白浜団地1号棟146号	無職	青田 淳子		昭和 18 年 9 月 30 日	女
八幡浜市大平1-848-6	無職	井上 博幸	(井上)	昭和 24 年 2 月 28 日	男
八幡浜市松柏甲70番地7	団体職員	遠藤 綾	(遠藤)	昭和 45 年 5 月 14 日	女

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。

平成 28 年 1 月 18 日 八幡浜市長 大城 一郎 殿

四国電力伊方原子力発電所の再稼働の賛否を問う八幡浜住民投票条例（案）

（目的）

第1条 2011年東日本大震災を契機に発生した、東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故は、広範囲に放射能汚染をもたらし、人々の生存に関わる深刻な被害をもたらした。この条例は、原発の隣接地である当市においても、同様の事態の可能性を考慮し、伊方原子力発電所の再稼働に対して、市民自ら賛否の意思を明らかにし、公平かつ民主的な手続きを確保するとともに、市民自治に寄与し、市政の健全な運営を図ることを目的とする。

（住民投票）

第2条 四国電力伊方原子力発電所の再稼働の賛否に関する市民の意思を明らかにするため、市民による投票（以下「住民投票」という）を行う。

2 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈および運用は、市民の意見表明の自由を保障するとともに、市民の意思形成の機会を拡大させるよう行わなければならない。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、八幡浜市長が執行する。

2 市長は、住民投票の管理について八幡浜市選挙管理委員会と協議し、これを委任する。

（住民投票の期日）

第4条 投票の期日（以下「投票日」という）は、市長が定める日曜日とし、投票の10日前に、これを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という）は、投票日において、八幡浜市選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている者とする。

（投票方法）

第6条 住民投票は秘密投票とし、投票は一人一票とする。

2 住民投票の投票資格者は、伊方原発の再稼働について、投票用紙の次の各号のいずれかの欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

（1）賛成

（2）反対

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に記載することができない投票資格者は、規則で定めるところにより投票することができる。

（投票所における投票）

第7条 投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、選挙人名簿またはその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、投票資格者は、規則に定める期日前投票を行うことができる。

（投票の効力の決定）

第8条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄および反対欄に、重複して記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか半別が難しいもの
- (6) 何も記載していないもの

(住民投票の広報等)

第10条 選挙管理委員会は、住民投票を実施する際、住民投票広報の発行、住民投票広報広告の掲載、公営掲示板の設置等、住民投票資格者が賛否を判断するのに必要な投票方法に関する広報活動を、規則の定めるところにより実施しなければならない。

(住民投票運動)

第11条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、市民の自由な意思が拘束され、もしくは不当に干渉され、または市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

(投票および開票)

第12条 投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、その他住民投票の投票および開票に関しては、公職選挙法、同法施行令、同法施行規則の規定の例によるものとする。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長および市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 住民投票において、有効投票総数の賛否いずれか過半数に達したときは、市長および市議会は投票結果を尊重し、電力事業者、国および関係機関と協議して、伊方原子力発電所の再稼働に関する市民の意思が正しく反映されるよう努めなければならない。

(規則への委任等)

第15条 この条例に定めるものの他、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

2 前項の規則は、本条例施行の日から、30日以内に制定しなければならない。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

この条例は、投票日の翌日から起算して、90日を経過した日にその効力を失う。

意 見

直接請求制度は、地方自治法で定められ、間接民主主義を補完する制度として極めて重要な意義を持っている。

今回の条例制定の直接請求には、9,939人、有権者総数の約32パーセントの署名が寄せられており、市民の思いが一定の形になるよう努力されたことは評価したい。

なお、今回の署名活動には、約1か月の活動期間があったこと、市内外、県内外からの応援者が駆けつけたことなども、署名が広がりを持った要因ではないかと考えている。また、伊方発電所について再稼働賛成の方も含めて署名収集の対象としていたことから、この署名の中には、一定数の再稼働賛成の人も含まれていると推定している。

これらの点も踏まえ、伊方発電所の再稼働に関し、今回提案する住民投票条例に基づき住民投票を実施することについては、下記に示す理由により反対であるので、住民投票条例について、これを制定しないよう求める。

再稼働に向けて実質的な作業が進む中で、伊方発電所の隣接自治体である八幡浜市として、住民投票をどう考えるべきか、議員各位の適切な判断をお願いしたい。

なお、念のため、再稼働に向けた現在に至る経緯を示しておく。

【現在に至る経緯】

○平成24年9月5日

八幡浜市が、愛媛県及び四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）と「伊方原子力発電所周辺の安全確保等に関する覚書」を締結した。

○平成25年7月8日

愛媛県から八幡浜市に対し、覚書に基づく「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議について（意見照会）」があった。

○平成27年6月19日

平成27年第2回八幡浜市議会定例会で「請願第19号 伊方原発を再稼働させないことを求める請願について」及び「請願第20号 『南海トラフ大

地震が起きても伊方原発の安全が保障されることが明らかになるまで伊方原発の再稼働をしない』ことを求める意見書採択を求める請願」を不採択とした。

○同年7月15日

原子力規制委員会が、伊方発電所3号機に対し原子炉設置変更を許可した。

○同年9月1日

愛媛県が設置する「伊方原子力発電所環境安全管理委員会」の下記内容の審議結果について、同委員会から愛媛県知事へ報告した。

- (1) 伊方発電所3号機の運転に当たり、求めてきたレベルの安全性が確保されていることを確認したとする原子力規制委員会の新規制基準適合性審査の結果は、妥当なものであると判断する旨。
- (2) 伊方発電所3号機の安全上重要な機能を有する195設備について、概ね1,000ガルの揺れに対する耐震性が確保されることを確認したとする旨。

○同年9月2日

八幡浜市が、覚書に基づく意見照会に対し下記内容を記載した「伊方発電所3号機の原子炉等規制法の改正に伴う新規制基準への適合に係る設備の設置等に関する事前協議について（回答）」を提出した。

- (1) 伊方発電所3号機における新規制基準に適合した主要な設備の設置・変更等について、了承する旨。
- (2) 再稼働について、市議会議員・市民有識者からのアンケート調査の結果及び前記市議会の議決を踏まえ、9つの事項に配慮いただくことを前提に、了承する旨。

○同年9月17日

平成27年第4回八幡浜市議会定例会で「議員提出議案第3号 四国電力伊方発電所3号機の早期再稼働を求める決議について」を可決した。

○同年10月22日

伊方町長が、安全協定に基づく四国電力からの事前協議について、町として容認する意向を愛媛県知事へ報告した。

○同年10月26日

愛媛県知事が、安全協定に基づく四国電力からの事前協議について、同意した。

1 住民投票にふさわしい案件であるかどうかの点について

市民の間には、原子力発電所立地に伴う企業レベル、個人レベルの様々な経済活動があり、これにより収入を得、当市住民として生活を営んでいる人たちが存在している。伊方発電所がなくなること、この人たちは就業の場を失い、八幡浜市は人口、経済の面から大きな活力を失うこととなる。原子力発電所は、非常に大きな企業立地である。

また一方で、八幡浜市では、長年にわたり原子力発電に対して反対活動を継続してこられた人たちがおり、その純粋な思いは、評価されるべきものと考えている。

双方の立場が両立することは困難であり、このような案件について、市民の間に対立の軸を持ち込むべきではない。

政治の場において、市民の意向を広くとらえて、総合的に判断すべきものとする。

2 二者択一式の投票では、市民の意向を適切に反映できない点について

八幡浜市では、すでに市民有識者の文書による回答を公表しているが、ここでは、原子力発電所立地に伴うメリット、デメリットをどう考えるかについて、非常に幅広い考え方が示されている。前提条件を付して賛成とするもの、メリット・デメリットを比較し結論を保留するもの、メリットを認めながら反対の立場を取るものなど様々である。

このように、多様な観点から論じられるべき事項について、単に結論のみの記載を求める二者択一式の投票は、市民の意向を適切に反映する方法として、ふさわしいとは認められない。

上記「1」と同趣旨であるが、公選により選出された市長、議員が、それぞれ市民、支持者の意向を見定めながら総合的に判断していくことが適当と考える。

3 投票の結果に実質的な効果が認められない点について

この住民投票条例は、伊方発電所の再稼働の可否について市民の意見を問う

ものであるが、再稼働については、前記の経緯に示す通り、実質的な権限を担う原子力規制委員会、伊方原子力発電所環境安全管理委員会、伊方町、愛媛県すべてにおいて事前の手続きが完了し、現地での作業が進行している状況である。

住民投票は、多額の経費を投じて実施する以上、投票結果を受け、その意向が現実反映される枠組みが必要であるが、各機関の判断を積み重ねた上で、再稼働に向けて進んでいる中で、市民が賛成あるいは反対の意思を表明したとしても、現時点では、そのことが新たに担保・実行される制度的な枠組みは存在していない。

賛意を示したとして、現実が進行している中では大きな意味を持ち得ず、否定の意向を示したとしても、これを実現できる状況ではない。

政策上実質的な効果を持ち得ない状況において、あるいは事案について、住民投票を実施することは非現実的であり、これを実施すべき必要性は認められない。

条例案第14条では、「市長および市議会投票結果を尊重し、電力事業者、国および関係機関と協議して、伊方原子力発電所の再稼働に関する市民の意思が正しく反映されるよう努めなければならない。」としているが、再稼働に向け、手順を踏み、現実が進行している中で、改めて賛成あるいは反対の意思をもって、国、県等と協議する制度上の枠組みは残されていない。

仮に住民投票を実施すべきであったとしても、少なくとも、前述した事前の手続きが完了するまでに実施すべきであり、現時点での請求は時宜を失したもののと言わざるを得ない。

4 経費の観点から

この住民投票実施に際しては、1,000万円以上の経費を必要とする。

上記「3」に示すような状況を踏まえたとき、費用対効果の観点から、この住民投票を実施することが適当かどうか、十分考慮されるべきである。

5 住民投票を実施することに市民にとってメリットはあるかの点について

八幡浜市は、みかん、さかな、チャンポン、自転車、港町、実質的な第二の国土軸の中継点、今後は黒湯の町など、様々な切り口で地域活性化を進めてい

るところである。

こうしたなかで、原子力発電所の再稼働という単一の事項のみを争点として、市外、県外の人たちも含めた活動が、八幡浜市において市民の間に対立の機運を持ち込むとすれば、感情的な禍根を残すことにもなりかねず、市の将来にとって決して望ましいことではない。

6 条例案における技術的事項について

- (1) 次の表の左欄に掲げる条例案の規定について、同表の右欄に掲げる技術的事項について意見がある。

条例案 規定箇所	技術的事項
第5条	※ この規定によれば、転出から4か月を経過していない転出者にも投票資格を認めることになるため、投票資格者を更に詳細に規定しておくべきである。
第8条	※ 「著しく反しない」や「客観的に明らか」といった表現が抽象的かつ曖昧であるため、住民投票の執行者である市長及びその受任者である選挙管理委員会がその該当性を判断することは難しい。 ※ 公職選挙法に基づく各種選挙において投票用紙に候補者名や政党名を記載することとは異なり、同法に基づくものではない本住民投票の方法は、賛成又は反対の所定欄に○を記すのみであるがゆえ、本条により「有効」と判断すべき事由が見つけにくい。
第14条	※ 公職選挙法によることなく住民の意思を問うために行われるものであるから、住民の意思を正しく反映させるというためには最低投票率の規定を設けるべきではないか。

- (2) その他、文言の不統一等の不備が存在する。